

消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングの対象施策等(2)

〇5月14日(火)

テーマ(平成25年2月26日消費者委員会意見)	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
<p>【リコール情報等の周知・徹底】</p> <p>〇リコール情報や注意喚起情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築に向けて、当委員会が「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」(平成25年2月)において指摘した各課題(行政機関・販売事業者・リコール情報サイト等を通じた消費者に対するリコール情報を含む注意喚起情報の周知・提供の強化、製品安全に係る消費者教育・啓発の充実等)を具体的かつ効果的に実施するための方策を計画の具体的施策等に明記されたい。</p>	7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	<p>一部実施済み。サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</p>	<p>消費者庁 関係省庁等</p>	<p>消費者庁</p>	<p>〇当委員会「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」(平成25年2月)への対応状況についての中間的なフォローアップとして、本年4月26日に消費者庁と経済産業省が公表した「リコール情報の周知強化に向けた具体的な取組」の概要及びこれに基づく今後取組方針について説明されたい。</p>
<p>【住宅リフォーム】</p> <p>〇住宅リフォーム工事に係るトラブルを回避し、消費者が適正な価格で希望するリフォーム工事を進められるよう、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを実施すること、及び見積書の交付を義務化することの可否について検討し、必要な措置を講じる旨を計画の具体的施策等に明記されたい。</p>	55	<p>既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。</p>	<p>継続的に実施します。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>国土交通省</p>	<p>〇住宅リフォーム工事に係るトラブルを回避し、消費者が適正な価格で希望するリフォーム工事を進められるよう、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを実施すること、及び見積書の交付を義務化することについて、今後どのように取り組むことを考えているか説明されたい。</p> <p>〇リフォーム瑕疵保険制度の加入状況と、これを普及させるための取組について説明されたい。</p> <p>〇住宅リフォーム工事に係るトラブルが多数発生していることにかんがみ、建設業法の消費者保護に係る企画・立案等の事務は、消費者庁と国土交通省との共管としてはどうかとの考え方もあるが、どのように考えるか説明されたい。</p>
	56	<p>リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種類ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。</p>	<p>前段については、継続的に実施します。後段については、平成25年度に検討を行います。</p>	<p>国土交通省</p>		
	104	<p>消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>継続的に実施します。</p>	<p>国土交通省</p>		
	117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>	<p>継続的に実施します。</p>	<p>国土交通省</p>		